

令和3年度 誘客・周遊の中核となる
観光地独自の魅力づくり支援事業

公 募 要 領
(二 次 募 集)

令和3年7月
公益社団法人ひょうご観光本部

令和3年度 誘客・周遊の中核となる観光地独自の魅力づくり支援事業

公募要領（二次募集）

1 事業目的

県内各地の観光協会・DMO等が実施する、地域固有の街並み・食材・歴史文化をいかした中核観光コンテンツの造成や季節の風物詩の創出などの取組を支援することにより、地域の魅力を向上させるとともに、来訪客減少からの早期回復とさらなる消費拡大を図る。

2 補助対象事業者

下記（1）から（3）のいずれかを満たし、「対象事業者の要件」を充足するもの

- （1）兵庫県内に所在地を置く観光協会・DMO
- （2）兵庫県内に所在地を置く観光事業者で、地域全体を対象とした観光推進を担うもの
- （3）その他、公益社団法人ひょうご観光本部理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めたもの

【対象事業者の要件】

- （1）地方公共団体ではないこと
- （2）政治的・宗教的活動を目的とした団体ではないこと
- （3）補助事業を的確に遂行する能力を有すること
- （4）補助事業を遂行するのに必要な自己資金の調達が可能であること
- （5）経理その他の事務についての的確な管理体制と処理能力を有すること
- （6）定款、会則又はこれに類する規約等を有すること

3 補助対象となる事業

県内各地が有する固有の資源（自然風土、伝統文化、食材、街並み、祭り等）をいかして、地域の中核観光コンテンツや季節の風物詩を創出する事業であり、以下の要素を充足する取組

- ・他の地域と差別化できる独自性
- ・地域住民や各種団体・事業者との連携と地域の主体性
- ・既存の取組と異なる新規性
- ・レガシーとして次年度以降の取組に繋がる継続性
- ・観光客誘致に繋がる魅力

《想定される事業例》

- ・温泉街の街歩き（温泉手形の発行や着物・浴衣等のレンタル着付け等）
- ・季節の風物詩となるイベントの開催（単発もの及び既存のものは除く）
- ・地元の食材、物産をいかした朝市・夜店、ファーマーズマーケット等の開催
- ・自然や街並みなどをいかしたアート・ヘルスアクティビティ
- ・プロジェクションマッピング、夜間ライトアップ等ナイトタイムコンテンツ
- ・地域住民と観光客が協働して行う地域創生事業

【補助対象とならない事業】

- (1) 施設の整備や備品の購入を主たる目的とした事業
- (2) 割引チケットの発行など換金性の高い事業
- (3) 地域全体ではなく、申請者のみが利益を享受する事業
- (4) 既存事業への財源充当と見受けられるもの
- (5) 政治的・宗教的活動及び反社会的活動を目的としているもの
- (6) 暴力行為、迷惑行為のおそれがあるもの

4 支援内容

- (1) 補助額 上限 2,000 千円
- (2) 補助率 補助対象経費の 1/2 以内（千円未満切捨）
- (3) 補助対象経費

科目	項目	内容
謝金	専門家等謝金	魅力づくり支援事業に必要な専門家等への謝金
旅費	専門家等旅費	魅力づくり支援事業に必要な専門家等への旅費
庁費	賃借料・使用料	魅力づくり支援事業を遂行するために必要な経費 (収益事業に要する経費を除く)
	会場設営費	
	広報宣伝費	
	印刷製本費	
	景品代、ノベルティ(補助対象経費の1割以内)	
	通信運搬費	
	雑役務費	
	原材料費	
消耗品費		
委託費	事業に必要な業務を委託する経費	魅力づくり支援事業を遂行するために必要な経費 (試作品開発、マーケティング調査、周遊バス運行等にかかる経費を含む)
備品購入・施設整備費	事業のPRに必要な備品(※)の購入及び施設整備に要する経費	PRのための看板設置等に要する経費(簡易なものに限る)
その他の経費	その他、特に理事長が認める経費	

※備品：使用耐用期間がおおむね1年以上かつ取得価格が10万円以上のものを指し、それらを下回るものは消耗品とすること

(4) 補助対象事業期間

交付決定日から令和4年2月末日まで

(5) 留意点

- 注1) 原則として新たに企画された取組を対象とする。既存事業への財源充当は認められない。
- 注2) 兵庫県もしくは公益社団法人ひょうご観光本部（以下「観光本部」という。）を含む県外郭団体が実施する補助事業との併用は不可とする。
- 注3) 収益を伴う事業を実施する際は、事業に係る収益を差し引いた額を補助対象経費とする。また、原則、会議等での弁当代、茶菓、出演者まかないなどの食糧費は補

助対象外とするが、郷土名物料理の開発や食にまつわる取組開催に伴う原材料費は補助対象とする。なお、景品代、ノベルティ(割引等インセンティブ経費を含む)は、補助対象経費の1割以内とする。

注4) 事業を実施するうえで必要な機器や備品等の購入については、原則としてリースあるいはレンタルで対応すること。やむを得ず購入する場合でも、20万円を越えるものは認めないこととする。

なお、当事業の実施により取得または効用の増加した備品等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による期間内は処分できないものとする。また、対象となる財産にかかる台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

注5) 広報物等を制作する際は、当該広報物に、公益社団法人ひょうご観光本部「誘客・周遊の中核となる観光地独自の魅力づくり支援事業」の助成を受けている旨を記載すること。

注6) 消費税納税義務者で、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを補助対象外経費として申請すること。

5 審査

(1) 審査方法

有識者等により構成される審査会にて、「戦略性」、「独自性」、「地域資源の活用」、「交流人口や宿泊客数増加への寄与度」、「地域への波及効果・将来性」、「地域の多様な参画・協働」等の観点から、総合的に審査・選定を行う。

審査会は8月下旬に実施予定であり、申請団体にはプレゼンテーションを求める場合がある。

なお、応募多数の場合は、事務局による書類審査を実施することとし、その結果は8月末頃通知する。

(2) 事業計画の認定

審査会での審査結果を踏まえ、観光本部事務局で決定後、すみやかに通知する。

6 補助金の交付決定

事業計画が認定され支援対象となった事業主体は、認定額を上限として、補助金の交付申請を行い、観光本部で審査のうえ交付決定を行う。

7 補助金の支払い

補助事業が完了した日から30日以内または令和4年3月15日のいずれか早い日までに実績報告書及び証拠書類(領収書(写)等)を提出すること。原則として提出された実績報告書類と請求書にもとづき、精算払いにより補助金の支払いを行う。

なお、後日、補助対象物件や実績報告書類(証拠書類含む)などについて、実地検査を行う場合がある。

【実績報告書に含むべき内容】

- (1) 補助事業実績報告書（別紙5）
- (2) 事業の実施を証明する写真等
- (3) 制作物（ITに関わるものについては、全てのデータをDVD・USBメモリー等により提出するとともに、概要がわかるものを印刷すること）
- (4) コンサルティング及び研修については、その詳細内容がわかるもの

8 認定の取り消し及び補助金の返還

次に挙げる事項に該当する場合は、認定の取り消し及びすでに交付した補助金の一部または全部の返還を求めることがある。この場合、返還金に対する加算金の納付や返還金の納付が遅れた際は、遅延利息金の納付が必要である。

- (1) 提出期限など観光本部が定める補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

9 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業について、観光本部が進捗状況等の報告を求めたときは、すみやかに報告すること。
- (2) 補助事業にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

10 応募手続き

(1) 申請書の提出先

公益社団法人ひょうご観光本部 企画開発課 担当：矢村、生田

所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階

電話：078-361-7661 FAX：078-361-7662

(2) 事前相談

7月30日（金）まで、必要提出書類に係る事前相談に応じる。事前相談を希望する場合は、上記連絡先に申込をすること。

(3) 提出書類

認定申請書（様式1）、事業計画書（様式2）、収支予算書（様式3）、積算内訳書（任意様式）、誓約書（様式4）を各1部

※ 積算内訳書を必ず添付し、参考資料や図表等も可能な限り添付すること。

(4) 提出方法

持参または郵送（FAX、メールによる提出は不可）

